

# 受 託 研 究

- 1 受託研究とは，工業技術センターが県以外のものから委託を受けて行う研究。
- 2 受託研究成果については，相手方の同意により公表できる。
- 3 特許を受ける権利は，県の研究員が取得し，また権利または権利に基づく特許権は県が承継する。
- 4 特許権等の実施については，一定期間内は委託者またはその指定するものに限り使用を許諾する。
- 5 受託研究の手続き

